

監理団体名	代表者名	所在地	取り消した監理団体の許可番号	処分理由	処分年月日
協同組合クリエイティブ・ネット	民輪聡宏	兵庫県加西市国正町563番地	許1708000404	協同組合クリエイティブ・ネットは、外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったため、技能実習法第39条第3項の基準を満たさず、また、同法第26条第4号に当たるものとして、同法第37条第1項第1号及び同項第2号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	平成30年12月27日
国際技術交流協同組合	石橋淳也	千葉県山武郡芝山町大里56番地1	許1704001789	国際技術交流協同組合は、外国の送出国であるTTC VIETNAM HUMAN RESOURCES JOINT STOCK COMPANYとの間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する協定付属覚書」を締結していたこと、また、同覚書の中で、技能実習法第28条第1項の規定に照らして不適正な内容の取決めを交わしていたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、同法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	令和元年10月8日
Kyodo事業協同組合	浦塚厚生	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上451番地2	許1704001902	Kyodo事業協同組合は、外国の送出国であるVIET HUMAN RESOURCES CONNECTION JOINT STOCK COMPANYとの間で、技能実習法第28条第1項の規定に照らして不適正な条項を盛り込んだ技能実習事業に関する協定書付属覚書を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、同法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	令和元年10月8日

えひめEX協同組合	伊藤彰	愛媛県新居浜市北内町三丁目12番25号	許1711000155	傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていないことが、及び、認定計画に従って入国後講習を実施していなかったことから、監理事業を適正に行うに足りる能力を有するものとは認められず、同法第25条第1項第2号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	令和2年2月21日
ココロユニオン協同組合	伊藤修彰	長野県上伊那郡辰野町大字平出2053番地1	許1705002047	傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていないことが、及び、認定計画に従って入国後講習を実施していなかったことから、監理事業を適正に行うに足りる能力を有するものとは認められず、同法第25条第1項第2号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。	令和2年2月21日
千葉農業技術協同組合	名雪均	千葉県旭市琴田2707番地46	許1704000842	外国の送出機関であるTTC VIETNAM HUMAN RESOURCES JOINT STOCK COMPANYとの間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する協定付属覚書」を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当するため。	令和2年6月23日
ひうち縫製事業協同組合	益田正治	愛媛県今治市延喜乙11番地	許1711001146	傘下の実習実施者に所属する技能実習生に対し、入国後講習を認定計画どおりに行わなかったこと、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、及び、傘下の実習実施者に対して訪問指導を適切に行っていないことから、監理事業を適正に行うに足りる能力を有するものとは認められず、技能実習法第25条第1項第2号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当するため。	令和2年6月23日

ブライト協同組合	阪 雅章	千葉県市川市富浜二丁目10番18号グリーンパレス101	許1704001918	自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第37条第1項第4号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当するため。	令和2年6月23日
東葉ワークス事業協同組合	伊橋 昌行	千葉県柏市東上町3番15号	許1704001107	自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第37条第1項第4号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。	令和2年12月18日
パートナーサプライビジネス協同組合	岩部 茂隆	大分県竹田市大字拝田原257番地1	許1712000733	地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたことから、技能実習法第37条第1項第2号（同法第26条第1項第4号）及び第5号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。	令和2年12月18日
ビジネス広島協同組合	伊藤 雅宣	広島県広島市東区牛田新町三丁目18-6-301号	許1709000968	地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたことから、技能実習法第37条第1項第5号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。	令和2年12月18日